令和７年１１月

かずさ水道広域連合企業団議会定例会議案

かずさ水道広域連合企業団

令和７年１１月

かずさ水道広域連合企業団議会定例会議案目録

議案等番号	件　　名	頁
議案第１号	専決処分の承認を求めることについて	1
議案第２号	令和７年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計補正予算（第１号）	7
議案第３号	かずさ水道広域連合企業団布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について	15
議案第４号	かずさ水道広域連合企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	17
議案第５号	令和６年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算の認定について	23
報告第１号	令和６年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書について	25
報告第２号	令和６年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率について	31

議案第１号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和７年１１月１２日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長　　渡　辺　芳　邦

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正を踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置として未就学児の子を養育する職員を対象とした部分休業の拡充等へ対応するため、かずさ水道広域連合企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を令和７年１０月１日付けで専決処分したので報告し、承認を求めようとするものである。

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分とする。

かずさ水道広域連合企業団職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
（別紙のとおり）

令和７年１０月１日

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長　　渡　辺　　芳　邦

かずさ水道広域連合企業団職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年１０月１日専決処分

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長　　渡　辺　　芳　邦

かずさ水道広域連合企業団職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

（かずさ水道広域連合企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第１条　かずさ水道広域連合企業団職員の育児休業等に関する条例（平成３１年かずさ水道広域連合企業団条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２条第１項、第３条第２項、第５条第２項（法第１２条において準用する場合を含む。）、第１０条第１項及び第２項、第１７条並びに第１８条第３項の規定」を削る。

第９条第２号中「かずさ水道広域連合企業団職員の定年等に関する」を「定年」に改める。

第１５条の次に次の７条を加える。

（部分休業を請求することができない職員）

第１５条の２　法第１９条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)　法１７条の規定による短時間勤務をしている職員

(2)　１週間の勤務日が３日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で１年間の勤務日が１２１日以上である非常勤職員以外の非常勤職員（定年条例第１２条の規定により採用された職員を除く。次条において同じ。）

（第１号部分休業の承認）

第１５条の３　法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は、３０分を単位として行うものとする。

２　就業規則第１５条第１４号に規定する特別休暇又は第１号子育て部分休暇（就業規則第１６条の２第４項に規定する第１号子育て部分休暇をいう。以下同じ。）を与えられている職員（非常勤職員を除く。）に対する第１号部分休業の承認については、１日につき２時間から当該休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

３　非常勤職員に対する第１号部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間４５分を減じた時間を超えない範囲内で（当

該非常勤職員が就業規則第３５条第１号の規定による休暇（以下「育児休暇」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から育児休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

４　第１号子育て部分休暇を与えられている職員に対する法第１９号第１項に規定する部分休業の承認については、当該部分休業が第１号部分休業である場合に限り行うものとする。

（第２号部分休業の承認）

第１５条の４　法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

(1)　１回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数

(2)　第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数

２　第２号子育て部分休暇（就業規則第１６条の２第６項に規定する第２号子育て部分休暇をいう。以下同じ。）を与えられている職員に対する法第１９条第１項に規定する部分休業の承認については、当該部分休業が第２号部分休業である場合に限り行うものとする。

（法１９条第２項の条例で定める１年の期間）

第１５条の５　法第１９条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（法第１９条第２項第２号の条例で定める時間）

第１５条の６　法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1)　非常勤職員以外の職員　７７時間３０分（第２号子育て部分休暇を与えられている職員にあっては、１年につき７７時間３０分から当該第２号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）

(2)　非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間に１０を乗じて得た時間（第２号子育て部分休暇を与えられている非常勤職員にあっては、１年につき当該時間から当該第２号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）

（法第１９条第３項の条例で定める特別の事情）

第１５条の７　法第１９条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると広域連合企業長が認める事情とする。

（部分休業の承認の取消事由）

第１５条の８　法第１９条第６項において準用する法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が法第１９条第３項の規定による変更をしたときとする。

（かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第２条　かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成３１年かずさ水道広域連合企業団条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第２１条第２項中「子育て部分休暇又は」の次に「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）第１９条第１項に規定する」を加え、「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）」を「育児休業法」に改め、「勤務時間の」の次に「全部又は」を加える。

第２３条第１項及び第２５条第４項中「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「育児休業法」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

２　地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第５号）による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１９条第２項第２号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和８年３月３１日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第１条の規定による改正後のかずさ水道広域連合企業団職員の育児休業等に関する条例第１５条の６の規定の適用については、同条第１号中「７７時間３０分」とあるのは「３８時間４５分」と、同条第２号中「１０」とあるのは「５」とする

議案第２号

令和７年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計補正予算（第１号）

第１章　　水　道　事　業

第１条　令和７年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第２条　予算第５条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

追加

事　　項	期　　間	限　度　額
設備更新工事実施設計業務委託に係る経費	令和８年度まで	133,000千円
代宿浄水場受水設備設置等工事実施設計業務委託に係る経費	令和８年度まで	45,000千円

令和７年１１月１２日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長　渡　辺　芳　邦

補正予算に関する説明書

第１章　　水 道 事 業

債務負担行為に関する調書
（水道事業）

（本年度提出に係る分）

【 追加 】

事項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	企業債	国庫補助金	出資金	その他
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
設備更新工事実施設計業務委託に係る経費	133,000	—	—	令和８年度まで	133,000		31,033		101,967
代宿浄水場受水設備設置等工事実施設計業務委託に係る経費	45,000	—	—	令和８年度まで	45,000		10,500		34,500

（本年度議決済みに係る分）

事項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	企業債	国庫補助金	出資金	その他
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
君津市域配水管工事に係る経費	50,000	—	—	令和８年度まで	50,000		11,667		38,333
富津市域配水管工事に係る経費	44,000	—	—	令和８年度まで	44,000		10,267		33,733
袖ケ浦市域配水管工事に係る経費	72,000	—	—	令和８年度まで	72,000		16,800		55,200
配水連絡管布設工事に係る経費	136,000	—	—	令和８年度まで	136,000		31,733		104,267
角山配水場自家発電設備更新に係る経費	588,000	—	—	令和８年度まで	588,000		137,200		450,800
アセットマネジメントにおける更新需要算定支援業務委託に係る経費	20,000	—	—	令和８年度まで	20,000				20,000
水道事業施設耐震診断業務委託に係る経費	198,000	—	—	令和８年度まで	198,000				198,000
かずさ水道広域連合企業団本庁舎ＬＥＤ照明器具賃貸借に係る経費	16,000	—	—	令和１７年度まで	16,000				16,000

（過年度議決済みに係る分）

事項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	企業債	国庫補助金	出資金	その他
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
第４期ちば電子調達システムサービス提供業務に係る経費	15,000	—	—	令和１３年度まで	15,000				15,000
施設統廃合事業宝竜寺受水槽関連整備事業計画策定業務委託に係る経費	10,000	—	—	令和７年度まで	10,000				10,000
上烏田浄水場配水池等整備事業に係る監督補助支援業務委託に係る経費	26,000	—	—	令和７年度まで	26,000				26,000
伊豆島配水場配水池等更新実施設計業務委託に係る経費	27,000	—	—	令和７年度まで	27,000		6,300		20,700
上烏田浄水場配水池等整備DB事業の設計に係る経費	26,000	—	—	令和７年度まで	26,000		6,067		19,933
上烏田浄水場配水池等整備事業に伴う配管等移設に係る経費	79,000	—	—	令和７年度まで	79,000		18,433		60,567
上烏田浄水場配水池等整備DB事業の工事に係る経費	3,660,000	—	—	令和１０年度まで	3,660,000		854,000		2,806,000
富津市水道未普及区域対策検討業務に係る経費	10,000	—	—	令和７年度まで	10,000				10,000
君津市域配水管工事に係る経費	116,400	—	—	令和７年度まで	116,400		27,160		89,240

富津市域配水管工事に係る経費	228,000	—	—	令和７年度まで	228,000		53,200		174,800
袖ケ浦市域配水管工事に係る経費	45,000	—	—	令和７年度まで	45,000		10,500		34,500
配水連絡管布設工事に係る経費	178,000	—	—	令和７年度まで	178,000		41,533		136,467
給水工事管理台帳システム構築業務及び保守運用等業務に係る経費	42,000	—	—	令和１０年度まで	42,000		12,333		29,667
上烏田浄水場ろ過機設備等更新に係る経費	223,000	—	—	令和７年度まで	223,000		52,033		170,967
法木第１・２増圧ポンプ場ポンプ設備等更新に係る経費	284,000	—	—	令和７年度まで	284,000		66,267		217,733
小糸浄水場・清和市場浄水場ポンプ設備更新に係る経費	51,000	—	—	令和７年度まで	51,000		11,900		39,100
集中監視設備更新工事（袖ケ浦市）実施設計業務に係る経費	41,000	—	—	令和７年度まで	41,000		9,534		31,466
かずさ水道広域連合企業団浄水場等運転管理業務に係る経費	2,298,000	—	—	令和１０年度まで	2,298,000				2,298,000
遠方監視設備更新工事実施設計業務委託に係る経費	71,000	—	—	令和７年度まで	71,000		16,567		54,433
設備更新工事実施設計業務委託に係る経費	146,000	—	—	令和７年度まで	146,000		34,067		111,933
木更津市域配水管工事に係る経費	230,000	—	—	令和７年度まで	230,000		53,667		176,333
君津市域配水管工事に係る経費	434,000	—	—	令和７年度まで	434,000		101,267		332,733
富津市域配水管工事に係る経費	273,000	—	—	令和７年度まで	273,000		63,700		209,300
袖ケ浦市域配水管工事に係る経費	227,000	—	—	令和７年度まで	227,000		52,967		174,033
富津市域水道施設運転管理業務委託に係る経費	680,000	令和６年度	200,600	令和８年度まで	479,400				479,400
袖ケ浦市域水道施設運転管理業務委託に係る経費	597,000	令和６年度	199,000	令和８年度まで	398,000				398,000
会計システム等構築及び保守・運用等業務委託に係る経費	79,680	令和５年度から令和６年度まで	67,021	令和１０年度まで	12,659				12,659
水道料金等徴収検針業務委託に係る経費	2,774,000	令和６年度	489,192	令和１０年度まで	2,284,808				2,284,808

議案第３号

かずさ水道広域連合企業団布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について

かずさ水道広域連合企業団布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年１１月１２日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長　　渡　辺　　芳　邦

かずさ水道広域連合企業団布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

かずさ水道広域連合企業団布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例（平成３１年かずさ水道広域連合企業団条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第３条第１１号及び第４条第８号中「第３４条第１項及び第２項」を「第３７条第１項及び第２項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

建設業法施行令の一部改正に伴い、関係条例の整備を行うものである。

議案第４号

かずさ水道広域連合企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和６年度決算における未処分利益剰余金を別紙のとおり処分することについて、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３２条第２項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

令和７年１１月１２日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長　渡　辺　芳　邦

○令和６年度決算における未処分利益剰余金の処分

１　水道事業の部

（単位：円）

		資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高		29,647,201,249	3,029,023,924	1,471,750,336
議会の議決による処分額		558,697,712	0	△ 918,303,273
	減債積立金への積立	0	0	△ 359,605,561
	資本金への組入	558,697,712	0	△ 558,697,712
処分後残高		30,205,898,961	3,029,023,924	（繰越利益剰余金） 553,447,063

２　水道用水供給事業の部

（単位：円）

		資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高		42,216,027,279	1,524,635,153	393,110,917
議会の議決による処分額		0	0	0
	減債積立金の積立	0	0	0
	建設改良積立金の積立	0	0	0
	資本金への組入	0	0	0
処分後残高		42,216,027,279	1,524,635,153	（繰越利益剰余金） 393,110,917

令和６年度決算における未処分利益剰余金の処分（案）について

かずさ水道広域連合企業団

１　処分の概要

令和６年度決算において生じる未処分利益剰余金の処分については、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）の規定により、利益処分は条例の規定又は議会の議決により行わなければならないことから、令和７年１１月議会に諮るものである。

２　各事業体の未処分利益の状況

（単位：円）

	令和６年度末 未処分利益剰余金残高	現金の裏付けあり(1)	（内訳）	現金の裏付けなし(2)※	（内訳）
木更津市	550,509,269	250,509,269	令和６年度純利益 250,509,269	300,000,000	令和６年度使用分 減債積立金300,000,000
君 津 市	377,408,192	214,605,288	令和６年度純利益 214,605,288	162,802,904	令和６年度使用分 減債積立金162,802,904
富 津 市	378,332,506	378,332,506	令和５年度未処分分 270,111,238 令和６年度純利益 108,221,268	0	－
袖ケ浦市	165,500,369	69,605,561	令和６年度純利益 69,605,561	95,894,808	令和６年度使用分 減債積立金95,894,808
水道事業計	1,471,750,336	913,052,624	－	558,697,712	－
水道用水 供給事業	393,110,917	393,110,917	令和５年度未処分分 557,717,732 令和６年度純損失 △164,606,815	0	－

※現金の裏付けなしの未処分利益剰余金は、積立金（減債積立金）を既に支出して使用したものです。

３　処分案

（１）現金の裏付けがあるもの

令和６年度の純利益や過年度から繰り越した繰越利益剰余金で、現金の裏付けがあるため、特定の目的を持った積立金に処分することができる。各セグメントとも事業財源確保のため企業債残高が増加傾向にあり、元金を確実に償還するための減債積立金への処分を原則とし、処分額の決定等はセグメントの状況を勘案する。

	処分方法	処分の根拠
木更津市	130,000,000円を減債積立金に積み立て、120,509,269円を未処分のまま繰り越す	未処分利益剰余金の一部を減債積立金に処分する 処分額は決算による最終補正予算純利益見込からの上振れ分とし、残額は不測の事態に備え未処分のままとする
君 津 市	60,000,000円を減債積立金に積み立て、154,605,288円を未処分のまま繰り越す	〃
富 津 市	100,000,000円を減債積立金に積み立て、278,332,506円を未処分のまま繰り越す	令和８年度には赤字が見込まれるが、損失補てんの財源にはこれまでの純利益を繰越利益剰余金に確保しているため、決算による最終補正予算純利益見込からの上振れ分を減債積立金に処分する
袖ケ浦市	69,605,561円全額を減債積立金に積み立てる	決算では最終補正予算純利益見込を下回ったが、純損失を生じる場合の対応には利益積立金を有しているため、純利益の全額を減債積立金に処分する
水道用水供給事業	393,110,917円全額を未処分のまま繰り越す	決算による純損失（△164,606,815円）を埋めてなお残る全額を、令和７年度も赤字予算を調製していることから損失補てんの財源として未処分のままとする

（２）現金の裏付けがないもの

木更津市、君津市及び袖ケ浦市において、減債積立金を使用した未処分利益剰余金が発生するが、これら現金の裏付けがない利益剰余金の処分は、資本に組み入れることが一般的とされていることから、従前どおり資本金に組み入れる。

議案第５号

令和６年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、令和６年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算について、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和７年１１月１２日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長　渡　辺　芳　邦

報告第１号

令和６年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書について

令和６年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和７年１１月１２日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長　　渡　辺　芳　邦

令和6年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書（水道事業）

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国(県)補助金	企業債	出資金	負担金	損益勘定留保資金			
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1資本的支出	1建設改良費	畑沢地先道路改良工事に伴う配水管改良（その2）工事	137,280,000	0	137,280,000	0	0	0	0	137,280,000	0	0	木更津市施工の道路改良工事が遅延したことに伴い、工期内での完成が困難となったため。（木更津市域）
		横田地先道路改良工事に伴う配水管改良工事	7,040,000	0	7,040,000	0	0	0	0	7,040,000	0	0	袖ケ浦市施工の交差点改良工事が遅延したことに伴い、工期内での完成が困難となったため。（袖ケ浦市域）
		かずさ配水場・小糸浄水場・上飯野配水場電気計装設備更新工事に伴う監視制御設備更新工事	484,000	0	484,000	0	0	0	0	484,000	0	0	業務に必要な詳細現場調査に不測の日数を要したことに加え、新たな盤を構成する電子部品の供給が遅延したこと等に伴い、工期内での完成が困難となったため。（木更津・君津・富津市域）
		上烏田浄水場配水池等整備DB事業（設計費）	20,405,000	3,201,000	17,204,000	0	0	0	0	17,204,000	0	0	設計精度向上のため基本設計の精査から着手したこと、また、現場試掘調査により発注図面との不一致が確認されたこと等に伴い、工期内での完成が困難となったため。（全市域）
		施設統廃合事業集中監視設備更新工事（袖ケ浦市外）実施設計業務委託	7,744,000	0	7,744,000	0	0	0	0	7,744,000	0	0	受注者による現地調査後に通信事業者による詳細調査が必要になったこと等に伴い、工期内での完成が困難となったため。（君津・富津・袖ケ浦市域）
合計			172,953,000	3,201,000	169,752,000	0	0	0	0	169,752,000	0	0	

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国(県)補助金	企業債	出資金	負担金	損益勘定留保資金			
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1水道事業費用	1営業費用	井尻地先道路改良工事に伴う配水管撤去工事	2,937,000	0	2,937,000	0	0	0	0	2,937,000	0	0	木更津市施工の道路改良工事が遅延したこと等に伴い、工期内での完成が困難となったため。(木更津市域)
水道事業費用　計			2,937,000	0	2,937,000	0	0	0	0	2,937,000	0	0	
1資本的支出	1建設改良費	法木第1・2増圧ポンプ場ポンプ設備等更新工事	36,960,000	1,771,000	35,189,000	11,729,000	0	0	0	23,460,000	0	0	ポンプ部品供給会社の廃業に伴う機器製作の遅延に伴い、工期内での完成が困難となったため。(君津市域)
		袖ケ浦市配水管改良(その1)工事実施設計業務委託	30,426,000	21,065,000	9,361,000	0	0	0	0	9,361,000	0	0	発注後の土質試験結果に基づき業務内容が追加変更されたことに伴い、工期内での完成が困難となったため。(袖ケ浦市域)
		袖ケ浦市配水管改良(その2)工事実施設計業務委託	41,250,000	31,130,000	10,120,000	0	0	0	0	10,120,000	0	0	他企業の敷地内に布設されている配管の協議に不測の日数を要したことに伴い、工期内での完成が困難となったため。(袖ケ浦市域)
		かずさ配水場・小糸浄水場・上飯野配水場電気計装設備更新工事	219,043,000	213,268,000	5,775,000	0	0	0	0	5,775,000	0	0	関連する「かずさ配水場・小糸浄水場・上飯野配水場電気計装設備更新工事に伴う監視制御設備更新工事」の遅延に伴い本工事も遅延することとなり、工期内での完成が困難となったため。(木更津・君津・富津市域)
		畑沢地先配水連絡管布設工事実施設計業務委託	25,685,000	13,695,000	11,990,000	0	0	0	0	11,990,000	0	0	発注後に予定外の土質調査が追加されたこと及び当該調査結果に伴い新たな耐震化検討が必要となったこと等により、工期内での完成が困難となったため。(全市域)
資本的支出　計			353,364,000	280,929,000	72,435,000	11,729,000	0	0	0	60,706,000	0	0	
合　計			356,301,000	280,929,000	75,372,000	11,729,000	0	0	0	63,643,000	0	0	

令和6年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書（水道用水供給事業）

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国(県)補助金	企業債	出資金	損益勘定留保資金			
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1資本的支出	1建設改良費	かずさ配水場・小糸浄水場・上飯野配水場電気計装設備更新工事に伴う監視制御設備工事	230,516,000	0	230,516,000	0	220,000,000	0	10,516,000	0	0	業務に必要な詳細現場調査に不測の日数を要したことに加え、新たな盤を構成する電子部品の供給が遅延したこと等に伴い、工期内での完成が困難となったため。
		上鳥田浄水場配水池等整備DB事業（設計費）	3,707,000	341,000	3,366,000	0	0	0	3,366,000	0	0	設計精度向上のため基本設計の精査から着手したこと、また、現場試掘調査により発注図面との不一致が確認されたこと等に伴い、工期内での完成が困難となったため。
合計			234,223,000	341,000	233,882,000	0	220,000,000	0	13,882,000	0	0	

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国(県)補助金	企業債	出資金	損益勘定留保資金			
			円	円	円				円	円	円	
1水道事業費用	1営業費用	大寺浄水場北部系2号送水ポンプ電動機修繕工事	6,006,000	0	6,006,000	0	0	0	6,006,000	0	0	修繕対象となる電動機の交換部品の一部を製作する工場において、人員不足等による生産能力低下に伴い部品の納品が遅延することにより、工期内での完成が困難となったため。
水道事業費用　計			6,006,000	0	6,006,000	0	0	0	6,006,000	0	0	
1資本的支出	1建設改良費	上烏田浄水場流量調節弁更新工事	56,650,000	0	56,650,000	0	0	0	56,650,000	0	0	流量調節弁部材に標準品とは異なる特殊部材が必要となるが、これを製作できる製造会社の技術者不足等に伴い部材の納品が遅延することにより、工期内での完成が困難となったため。
		大寺浄水場取水ポンプ棟設備更新工事実施設計業務委託	31,350,000	28,072,000	3,278,000	0	0	0	3,278,000	0	0	機器仕様検討においてインバータ設備を採用することに伴い、電気盤の発熱量が増加し既設空調設備では能力が不足するため追加で建築付帯設備の検討が必要となり、工期内での完成が困難となったため。
		かずさ配水場・小糸浄水場・上飯野配水場電気計装設備更新工事	120,428,000	113,707,000	6,721,000	0	0	0	6,721,000	0	0	関連する「かずさ配水場・小糸浄水場・上飯野配水場電気計装設備更新工事に伴う監視制御設備更新工事」の遅延に伴い本工事も遅延することとなり、工期内での完成が困難となったため。
資本的支出　計			208,428,000	141,779,000	66,649,000	0	0	0	66,649,000	0	0	
合　計			214,434,000	141,779,000	72,655,000	0	0	0	72,655,000	0	0	

報告第２号

令和６年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項の規定により、令和６年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率について、監査委員の意見を付けて報告する。

令和７年１１月１２日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長　渡　辺　芳　邦

令和６年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく
資金不足比率算定表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、令和６年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率を次のとおり算定しました。

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
かずさ水道広域連合企業団水道事業会計（水道事業）	－％	２０％
かずさ水道広域連合企業団水道事業会計（水道用水供給事業）	－％	

表中資金不足比率の欄の「－」表示は資金の不足額が生じていないことを示します。

資金不足比率の算定

資金不足比率は、資金不足を、事業規模（営業収益の規模）と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもので、算定式は次のとおりとなります。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額（流動負債－１年以内に償還の企業債）－（流動資産）}}{\text{事業の規模　（営業収益）}}$$

（単位：千円）

$$\text{水道事業} = \frac{(5,808,501-1,844,736)-9,390,815}{8,960,866} = \frac{\triangle 5,427,050}{8,960,866} = -\%$$

$$\text{水道用水供給事業} = \frac{(1,800,205-661,420)-8,802,061}{5,587,297} = \frac{\triangle 7,663,276}{5,587,297} = -\%$$

（『資金の不足額』がマイナスとなる場合、流動資産が流動負債を上回るため、資金の不足がないことを表します。）

以上により算定した結果、水道事業及び水道用水供給事業のいずれも資金の不足額がないことから、「資金不足比率なし」となります。

か水広監第６号
令和７年８月２０日

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長　　渡　辺　芳　邦　　様

かずさ水道広域連合企業団
監査委員　　露　﨑　善　男

監査委員　　高　橋　　明

令和６年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項の規定により審査に付された令和６年度決算における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別紙のとおり意見書を提出します。

かずさ水道広域連合企業団
7.8.20
か水広企第110号
受付

令 和 6 年 度

かずさ水道広域連合企業団水道事業会計
経 営 健 全 化 審 査 意 見 書

令和６年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計経営健全化審査意見

１　審査の対象

令和６年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

２　審査の方法

資金不足比率審査は、広域連合企業長から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるかどうかを主眼として、決算書等関係書類を照合精査するとともに、関係当局の説明を聴取し、実施した。

３　審査の結果

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であることが認められた。

記

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
かずさ水道広域連合企業団水道事業会計（水道事業）	—%	２０%
かずさ水道広域連合企業団水道事業会計（水道用水供給事業）	—%	

参考資料

資金不足比率の算定根拠

資金不足比率は、資金の不足額の事業の規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

いずれの会計においても、資金不足額がないため、資金不足比率は算定されない。

$$\text{水道事業} = \frac{\text{資金の不足額}\quad \triangle 5,427,050\text{千円}}{\text{事業の規模}\quad 8,960,866\text{千円}}$$

$$\text{水道用水供給事業} = \frac{\text{資金の不足額}\quad \triangle 7,663,276\text{千円}}{\text{事業の規模}\quad 5,587,297\text{千円}}$$